

令和2年8月19日（水）

津島市建設産業部都市計画課（角田、松尾）

電話番号 0567-55-9627（ダイヤルイン）

## ＜議案名＞議案47号 津島市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の 制定について

### 1 制定内容

生産緑地地区の区域の規模に関する条件については、条例で規定することにより法定面積500平方メートル以上を300平方メートル以上まで引下げることができることから、防災機能や緑地機能を有する都市農地の保全を目的に、生産緑地法第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上に定めます。

### 2 制定理由

平成29年5月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を条例で引下げることができるようになったことから、都市農地の保全を目的に、条例を制定します。

### 3 施行期日

公布の日